

亀山市健康づくり関センター条例の一部を廃止する条例をここに  
公布する。

平成30年9月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第30号

亀山市健康づくり関センター条例を廃止する条例

亀山市健康づくり関センター条例（平成17年亀山市条例第96  
号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。